

議案第 26 号

三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

三次市長 増田和俊

三次市土地開発基金条例の一部を改正する条例（案）

三次市土地開発基金条例（平成 16 年三次市条例第 108 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

基金の額は、5 億円以上とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。